



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 スーパーバッグ株式会社
代表者 取締役社長 福田 晴明
(コード番号 3945 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 柳井俊一郎
(TEL 04-2938-1222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 78 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするために、定款第 15 条に WEB 開示に関する規定を新設するものであります。
- ② 取締役会の機動的な運営を図るとともに、取締役の積極的かつ迅速な意思決定・業務執行を実施するために、定款第 28 条に取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります。
- ③ 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるようにするため、定款第 30 条および第 39 条に、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定と、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との責任限定契約の締結を可能とするための規定を新設するものであります。なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 14 条 (略) (新 設)	第 1 条～第 14 条 (現行に同じ) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 15 条～第 26 条 (略)	第 16 条～第 27 条 (現行に同じ)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
第27条 (略)	第29条 (現行に同じ)
(新 設)	(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第35条 (略)	第31条～第38条 (現行に同じ)
(新 設)	(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第36条～第42条 (略)	第40条～第46条 (現行に同じ)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)
平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上